

議案第 18 号

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険条例(平成 18 年橋本市条例第 150 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金) 第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 40 万 4 千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があるとして認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金) 第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として 39 万円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があるとして認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に出産した者に係る第 6 条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。